

# 介護労働者の雇用管理の改善等を行った事業主の方への給付金

## 26 介護労働環境向上奨励金（旧：介護労働者設備等導入奨励金）

介護労働環境向上奨励金は、介護労働者の身体的負担の軽減、賃金など処遇の改善、労働時間などの労働条件、職場環境の改善などの雇用管理改善を総合的に進め、介護労働者の労働環境の向上を図ることを目的として、「介護福祉機器等助成」、「雇用管理制度等助成」の2つの助成制度で構成されています。

### I 介護福祉機器等助成

介護福祉機器等助成は、介護労働者の身体的負担軽減を図り、雇用管理改善を促進するため、事業主が介護福祉機器（移動用リフト等）について、導入・運用計画を提出し、都道府県労働局の認定を受けて導入し、雇用管理の改善を図った場合に、計画期間内に導入した介護福祉機器の導入・運用に要した費用の1/2（上限300万円）を助成します。

#### 受給できる事業主

受給できる事業主は次の（1）～（13）のいずれにも該当する事業主です。

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 介護関連事業主のうち、※1（別表）の介護サービス（（◆）が付されているサービスを除く。）の提供を業として行う事業主であること（他の事業と兼業していても差し支えない。）。
- (3) 都道府県労働局長から導入・運用計画の認定を受けた事業主であること。
- (4) 認定計画に基づき、計画期間内に介護福祉機器（以下「機器」という。）の導入を行うほか、導入機器の使用を徹底するための研修、介護技術に関する身体的負担軽減を図るための研修、導入機器のメンテナンス、導入効果の把握などに取り組む事業主であること。
- (5) 介護労働者の雇用管理に取り組むとともに、当該労働者からの相談に応じる「介護労働者雇用管理責任者」を選任し、かつ、その選任した者の氏名を事業所内に掲示等することにより周知している事業主であること。
- (6) 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、都道府県労働局の要請により提出する事業主であること。
- (7) 都道府県労働局が行う審査及び現地確認に協力する事業主であること。
- (8) 導入・運用計画の提出日の6か月前の日から支給申請書の提出日までの期間（以下「基準期間（導入・運用計画）」という。）において、事業主都合で解雇（勧奨等退職を含む。）していない事業主であること。
- (9) 基準期間（導入・運用計画）に特定受給資格者（倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた受給資格者をいう。）として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると思われる事業主であること。
- (10) 過去に支給を受けた本奨励金（旧・介護労働者設備等整備モデル奨励金、旧・介護労働者設備等導入奨励金を含む。）の累計額が上限額（300万円）に達している場合は、当該奨励金に係る都道府県労働局長が行った最後の支給決定の日の翌日から起算して3年を経過している事業主であること（ただし、過去に支給を受けた本奨励金の累計額が上限額に到達するまでは、当該支給決定日以降であれば、新たな導入・

運用計画の申請をすることができる。)

- (11) 支給申請日の属する年度の前々年度より前の保険年度に係る労働保険料を滞納していない事業主であること。
- (12) 過去3年間に助成金の不正受給を行っていない事業主であること。
- (13) 労働関係法令に違反していることにより奨励金を支給することが適切でない認められる事業主ではないこと。

(ご注意)

同一の事由により、国等が支給する助成金などの支給を受けた場合には、その事由によっては、本奨励金は支給されません。

### 対象となる介護福祉機器

(1) 移動用リフト

立位補助機（スタンディングマシーン）を含む。

なお、移動用リフトの導入時に、当該移動用リフトの稼働に必要なものとして、同時に購入等した吊り具（スリングシート）を含む。

(2) 自動車用車いすリフト（福祉車両の場合は、車両本体を除いた車いすリフト部分に限る。）

(3) 座面昇降機能付車いす

(4) 特殊浴槽（移動用リフトと一体化しているもの、移動用リフトが取り付け可能なもの又は側面が開閉可能なもの。なお、特殊浴槽と同時に購入等した入浴用担架や入浴用車いすを含む。）

(5) ストレッチャー（入浴用に使用するものを含む。）

(6) シャワーキャリー

(7) 昇降装置（人の移動に使用するものに限る。）

(8) 車いす体重計

※ ただし、上記に該当する機器であっても、以下に該当する場合は、奨励金の対象とはなりません。

- ・ 事業主が私的目的のために購入した機器
- ・ 事業主以外の名義の機器
- ・ 現物出資された機器
- ・ 商品として販売又は賃貸する目的で購入した機器
- ・ 原材料
- ・ 取得後、解約あるいは第三者に譲渡した機器
- ・ 支払い事実が明確でない機器
- ・ 国外において導入される機器
- ・ 資本的及び経済的関連性がある事業主間の取引による機器
- ・ 配偶者間、1親等の親族間、法人とその代表者間若しくは代表者の配偶者間、代表者の1親等の親族間又は法人とその取締役間若しくは同一代表者の法人間の取引による機器
- ・ 管轄する都道府県労働局が行う現地調査において、その存在が確認できない機器
- ・ 併給調整がなされる助成金等の支給に係る機器
- ・ 長期（1年以上）にわたり反復して更新することが見込まれない契約により賃借した機器

### 受給できる額

介護福祉機器の導入等に要した費用であって、事業主が負担することにより、計画期間内に支払いが完了した額（手形又は小切手による支払いの場合にあっては、決済が完了したものに限り。）の1/2を助成します（上限300万円）。

※ 費用の支払いが計画期間を超える賃借及び分割による支払い（金融機関等から借り入れた購入費用を分割返済する場合を含む。）のため、計画期間内に完了しない場合は、計画期間内における最後の支払いをも

って、支払いが完了したものとみなします。なお、賃借による支払いの場合にあつては、計画期間内において、実際に賃借した期間の賃借料（支払いが完了している分に限る。）の1/2を助成します。

費用の額には、次の額を含めることができます。

1. 利子（費用を分割して支払う場合に限る。）
2. 介護福祉機器の導入・設置に直接必要な工事費の額
3. 保守契約を締結した場合は、その費用の額
4. 介護福祉機器の使用を徹底するための研修に要した費用の額
5. 介護技術に関する身体的負担軽減を図るための研修に要した費用の額
6. 消費税の額

### 受給のための手続

介護福祉機器等助成の支給を受けるためには、以下の手続が必要となります。

#### 1 導入・運用計画の申請

介護福祉機器等助成を受給しようとする事業主は、導入・運用計画期間の初日（機器を導入する月の初日）から遡って6か月前から1か月前の間に、「介護労働環境向上奨励金導入・運用計画書」に必要書類を添付して、事業主の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出して下さい。

導入・運用計画には、導入に関する事項と運用に関する事項を記載します。

※ 導入・運用計画期間は、最初に介護福祉機器を導入する月の初日を開始日とし、3か月以上1年以内の期間で設定してください。なお、計画期間内に機器の導入、支払、研修、介護技術に関する身体的負担軽減を図るための研修、機器のメンテナンス、導入効果の把握などを完了させることが必要です。

認定を受けた導入・運用計画の記載事項に変更が生じる場合は、変更が生じる2週間前までに計画の変更（様式第1-1号）を申請してください。

#### 2 支給申請書の提出

導入・運用計画期間の末日の翌日から1か月以内に、介護労働環境向上奨励金（介護福祉機器等助成）支給申請書に必要な書類を添付して、事業主の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出して下さい。

詳細については、管轄の都道府県労働局へお問い合わせ下さい。

#### <介護福祉機器等助成についての注意点>

- ・ 奨励金は、介護福祉機器の導入のみをもって支給されるものではありません。介護労働者の身体的負担の軽減につながるよう、適切な運用を行うために、「導入機器の使用を徹底させるための研修」、「介護技術に関する身体的負担軽減を図るための研修」、「導入機器のメンテナンス」、「導入効果の把握」等を行うことが必要です。
- ・ 導入効果については、①身体的負担が大きいと感じている職員数の改善率（60%以上）、②身体的負担軽減に資する作業方法が徹底された職員数の改善率（60%以上）で評価します。奨励金の支給に当たっては、それぞれの評価事項を支給対象（①は機器の導入関係、②は介護技術研修関係）に対応させ、評価事項毎に支給決定を行います。

## II 雇用管理制度等助成

雇用管理制度等助成は、介護労働者の雇用管理改善を促進し、福祉の増進を図るため、事業主が雇用管理制度等について、雇用管理制度整備等計画を提出し、都道府県労働局の認定を受けて導入し、雇用管理の改善を図った場合に、計画期間内に導入した雇用管理制度等の導入・適用に要した費用の1/2（導入

した制度の内容に応じて20万～40万円、総額で100万円を上限)を助成します。

### 受給できる事業主

受給できる事業主は次の(1)～(12)のいずれにも該当する事業主です。

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 介護関連事業主のうち、※1(別表)の介護サービスの提供を業として行う事業主であること(他の事業と兼業していても差し支えない)。
- (3) 都道府県労働局長から雇用管理制度整備等計画の認定を受けた事業主であること。
- (4) 認定計画に基づき、計画期間内に雇用管理制度等(以下「制度」という。)の導入を行う事業主であること。
- (5) 介護労働者の雇用管理に取り組むとともに、当該労働者からの相談に応じる「介護労働者雇用管理責任者」を選任し、かつ、その選任した者の氏名を事業所内に掲示等することにより周知している事業主であること。
- (6) 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、都道府県労働局の要請により提出する事業主であること。
- (7) 都道府県労働局が行う審査及び現地確認に協力する事業主であること。
- (8) 雇用管理制度整備等計画の提出日の6か月前の日から支給申請書の提出日までの期間(以下「基準期間(雇用管理制度整備等計画)」という。)において、事業主都合で解雇(勧奨等退職を含む。)していない事業主であること。
- (9) 基準期間(雇用管理制度整備等計画)に特定受給資格者(倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた受給資格者をいう。)として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると思われる事業主であること。
- (10) 支給申請日の属する年度の前々年度より前の保険年度に係る労働保険料を滞納していない事業主であること。
- (11) 過去3年間に助成金の不正受給を行っていない事業主であること。
- (12) 労働関係法令に違反していることにより奨励金を支給することが適切でないと思われる事業主ではないこと。

(ご注意)

同一の事由により、国等が支給する助成金などの支給を受けた場合には、その事由によっては、本奨励金は支給されません。

### 対象となる雇用管理制度等

- (1) 増員に関する措置  
例：ホームページ(採用情報)の作成、求人情報誌や新聞広告への掲載、採用パンフレットやチラシの作成、就職説明会の開催等
- (2) 体系的処遇改善に関する措置  
例：評価・処遇制度(キャリアパス)の導入・見直し、昇進・昇格基準の導入・見直し等
- (3) 報酬管理に関する措置  
例：賃金体系の構築・見直し、諸手当(夜間勤務手当、住宅手当等)の導入・見直し等
- (4) 労働時間管理に関する措置  
例：介護労働者の希望を踏まえた体制づくり、シフト勤務の整備等
- (5) 能力開発に関する措置

例：教育訓練計画の策定・見直し、新人教育アドバイザー制度の策定・見直し等

(6) 健康管理に関する措置

例：健康診断（法定健康診断項目以外の項目）の実施、メンタルヘルスに関する必要な配慮等

### 受給できる額

制度の導入等に要した費用であって、事業主が負担することにより、計画期間内に支払いが完了した額（手形又は小切手による支払いの場合にあつては、決済が完了したものに限る。）の1/2を助成します。ただし、導入する制度に応じた上限額が下記のとおり定められており、複数の制度を導入した場合は総額100万円を上限とします。

- |                             |      |
|-----------------------------|------|
| (1) 増員に関する措置                | 30万円 |
| (2) 体系的処遇改善に関する措置           | 40万円 |
| (3) 報酬管理に関する措置              | 40万円 |
| (4) 労働時間管理に関する措置            | 40万円 |
| (5) 能力開発に関する措置              | 20万円 |
| (6) 健康管理（法定の健康診断を除く。）に関する措置 | 20万円 |

※ 費用の支払いが計画期間を超える賃借及び分割による支払い（金融機関等から借り入れた購入費用を分割返済する場合を含む。）のため、計画期間内に完了しない場合は、計画期間内における最後の支払いをもって、支払いが完了したものとみなします。

費用の額には、次の額を含めることができます。

1. 利子（費用を分割して支払う場合に限る。）
2. 消費税の額

※ 雇用管理制度整備等計画期間内に、従来から実施していた介護サービスに加え①新たに別の介護サービスを実施する②身体介護サービスに加え家事援助サービスを実施する③支店の増設などにより営業エリアを拡大する、などの場合（以下「新サービスの提供」という。）であつて、新サービスの提供に関する加算助成（10万円）の受給を希望する場合、その新サービスの提供に関する雇用管理制度の整備を行うことを雇用管理制度整備等計画に盛り込む必要があります。

### 受給のための手続

雇用管理制度等助成の支給を受けるためには、以下の手続が必要となります。

#### 1 雇用管理制度整備等計画の申請

雇用管理制度等助成を受給しようとする事業主は、雇用管理制度整備等計画期間の初日（制度を導入する月の初日）から遡って6か月前から1か月前の間に、「介護労働環境向上奨励金雇用管理制度整備等計画書」に必要書類を添付して、事業主の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出して下さい。

雇用管理制度整備等計画には、導入に関する事項と運用に関する事項を記載します。

※ 雇用管理制度整備等計画期間は、最初に制度を導入する月の初日を開始日とし、6か月以上1年以内の期間で設定してください。なお、計画期間内に制度の導入、周知、支払などを完了させることが必要です。

認定を受けた雇用管理制度整備等計画の記載事項に変更が生じる場合は、変更が生じる2週間前までに計画の変更（様式第1-2号）を申請してください。

#### 2 支給申請書の提出

雇用管理制度整備等計画期間の末日の翌日から1か月以内に、介護労働環境向上奨励金（雇用管理制度

等助成) 支給申請書に必要な書類を添付して、事業主の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出してください。

詳細については、管轄の都道府県労働局へお問い合わせ下さい。

#### <雇用管理制度等助成についての注意点>

- ・ 雇用管理制度等助成は、雇用管理制度の導入のみをもって支給されるものではありません。  
雇用管理制度整備等計画期間終了時に介護労働者の定着状況を確認し、その定着率が80%以上であることが必要であり、この基準を下回った場合は、奨励金は支給されません。  
定着率は次のように計算します。  
$$\text{定着率(\%)} = \frac{\text{雇用管理制度整備等計画期間の終了の日における雇用保険被保険者数}}{\text{雇用管理制度を最初に導入した日における雇用保険被保険者数}} \times 100$$
- ・ なお、新サービスの提供に関する加算の受給を希望する場合は、新サービスの提供に関する雇用管理制度を導入した事業所における雇用保険被保険者数を用いて計算し、その定着率が90%以上であることが必要です。

#### ※1 (別表)

##### 【介護保険法関連】

- |                                  |                        |
|----------------------------------|------------------------|
| ・ 訪問介護                           | ・ 訪問入浴介護               |
| ・ 訪問看護、老人訪問看護(高齢者の医療の確保に関する法律関連) |                        |
| ・ 訪問リハビリテーション                    | ・ 居宅療養管理指導             |
| ・ 通所介護                           | ・ 通所リハビリテーション          |
| ・ 短期入所生活介護                       | ・ 短期入所療養介護             |
| ・ 特定施設入居者生活介護                    | ・ 福祉用具貸与(◆)            |
| ・ 特定福祉用具販売(◆)                    | ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     |
| ・ 夜間対応型訪問介護                      | ・ 認知症対応型通所介護           |
| ・ 小規模多機能型居宅介護                    | ・ 認知症対応型共同生活介護         |
| ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護               | ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| ・ 複合型サービス                        | ・ 居宅介護支援               |
| ・ 介護福祉施設サービス                     | ・ 介護保健施設サービス           |
| ・ 介護予防訪問介護                       | ・ 介護予防訪問入浴介護           |
| ・ 介護予防訪問看護                       | ・ 介護予防訪問リハビリテーション      |
| ・ 介護予防居宅療養管理指導                   | ・ 介護予防通所介護             |
| ・ 介護予防通所リハビリテーション                | ・ 介護予防短期入所生活介護         |
| ・ 介護予防短期入所療養介護                   | ・ 介護予防特定施設入居者生活介護      |
| ・ 介護予防福祉用具貸与(◆)                  | ・ 特定介護予防福祉用具販売(◆)      |
| ・ 介護予防認知症対応型通所介護                 | ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護      |
| ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護               | ・ 介護予防支援               |

##### 【障害者自立支援法関連】

- ・ 障害福祉サービス等

##### 【児童福祉法関連】

- ・ 地域活動支援センター、障害児入所施設、児童発達支援センターで行われる介護サービス

##### 【その他】

- ・ 移送
- ・ 要介護者への食事の提供(配食)
- ・ その他の福祉サービス又は保健医療サービス